
6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

6.1.1 実施状況

川上ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成 26 年 5 月 23 日までに検討の場を 1 回、幹事会を 6 回開催した。

検討の場の規約については、P6-4～P6-8 に示す。また、これまでの検討の場の開催状況は、P1-1 の表 1.1-1 検討の場実施経緯を参照。

6.1.2 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

(1) 第 1 回幹事会

平成 23 年 1 月 19 日に開催した第 1 回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔大阪府〕都市整備部長代理

- ・ 既設ダムの堆砂除去のための代替補給容量の代わりとして、高山ダムや青蓮寺ダムの利水容量を活用することで、川上ダムの建設費縮減の可能性がある。淀川水系全体で活用できるストック（容量）の再編、再開発なども含めて検討をお願いしたい。

〔三重県〕県土整備部長

- ・ 岩倉峡を何としても開いてもらいたいという思いであったが、下流に負担をかけるといことで、川上ダムと遊水地と河道掘削の 3 点セットを受け入れたという歴史がある。もう既に 500 億円以上投資しており、40 戸の移転も完了している。このことも十分踏まえて、上下流のバランスを考慮しながら速やかに検証を進めていただきたい。

(2) 第 2 回幹事会

平成 24 年 3 月 23 日に開催した第 2 回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔伊賀市〕産業建設部長

- ・ 上野遊水地を掘り下げる案は、現在耕作等をしており実現性の観点で非常に困難と思われる。新規の遊水地案についても実現性の観点で非常に困難と言わざるを得ない。

〔三重県〕県土整備部長

- ・ 早期に治水上安全な地域にしていきたいというのが一番の願いであり、最終的な検討の中では、治水効果の発現のスピードについても、ぜひ考えていただきたい。

〔京都府〕建設交通部長

- ・ 利水容量の有効活用について、水需給の部分をどう捉えていくのかということが

大事なことだと考える。水需要の動向など流域の状況の変化や既存ダムの有効活用の観点等を踏まえて、きちんと検証していただきたい。

(3) 第3回幹事会

平成24年10月1日に開催した第3回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔三重県〕県土整備部長

- ・川上ダムは、伊賀地域の浸水被害の軽減と水道水源を守るためにも必要不可欠な施設と認識している。遊水地、河道掘削、川上ダムの3点セットで苦渋の選択として受け入れたという経緯がある。また、家屋移転は終わっており、工事を残すのみ。川上ダムの建設に係る伊賀市の水道の償還金という問題もあり、これ以上の遅延は許されない。速やかな検証と早期完成をお願いしたい。

〔大阪府〕都市整備部長代理

- ・（水需要の情勢の変化は）今後の「他用途ダム容量の買い上げ」の検討に影響することから、これらが反映されるよう早期に利害者に水需要の動向をしっかりと確認し、検討を進めていただきたい。

〔京都府〕建設交通部長代理

- ・川上ダムの治水効果には、非常に期待しており、当初からできるだけ早い川上ダムの整備をお願いしてきた。できるだけ早く検証手続きを進めてもらいたい。

(4) 第4回幹事会

平成25年12月13日に開催した第4回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔京都府〕建設交通部長代理

- ・川上ダムの事業については、現在実施中の工事のみならず今後の事業実施に際してもさらなるコスト削減に努めて総事業費の削減に努めていただきたい。

〔大阪府〕都市整備部長代理

- ・神崎川の放水路という代替案は、洪水リスクを転嫁する案であり、実現可能性は非常に厳しい。コスト面でも非常に膨大であり、全然実現性がない。

〔京都府〕建設交通部長代理

- ・既存ダムの有効活用において、水源取得に関する費用等を総合的にまとめていく上で、利害者の意向確認や調整が不可欠と思われる。

(5) 第5回幹事会

平成25年3月1日に開催した第5回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔伊賀市〕水道部長

- ・現在、伊賀市では、独自に川上ダムに関する検証・検討委員会を行っており、そ

の中で、今回新規利水対策案の1つとして検討するとされた青蓮寺用水幹線水路を活用する案が大きく取り上げられているところである。この案については、十分検討いただくようお願いしたい。

(6) 第1回検討の場及び第6回幹事会

平成26年5月23日に開催した第1回検討の場及び第6回幹事会において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

（名称）

第1条 本会は、「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討の場は、第5条に規定する検討主体による川上ダム建設事業の検証に係る検討を進めるにあたり、地域の意向を十分に反映するため、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深め、検討主体の提案する議題について意見を述べることを目的とする。

（検討の場）

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し第4条で規定する幹事会における議論を踏まえ、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。
- 6 検討の場の構成員は、必要があると認められるときは検討主体以外の河川管理者の説明を求めることができる。

（幹事会）

第4条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙－2で構成される。
- 3 必要に応じ、幹事会の構成は変更することができる。
- 4 検討主体は、幹事会を招集し、実施要領細目に基づき、議題の提案を行うとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 5 幹事会の構成員は、幹事会において検討主体が示した内容に対する意見を述べる。
- 6 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(検討主体)

第5条 検討主体とは、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構をいう。

検討主体は、実施要領細目に基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階での意見募集等を行い、対応方針（原案）を作成する。

(流水の正常な機能の維持の観点からの検討)

第6条 流水の正常な機能の維持の観点からの検討にあたっては、主な検討対象区間が三重県管理区間内であるため、検討主体は河川管理者である三重県とともに検討を行うものとする。

(情報公開)

第7条 検討の場及び幹事会は、原則として公開する。その公開方針は別紙－3「公開方針」によるものとする。

(事務局)

第8条 検討の場の事務局は、国土交通省近畿地方整備局及び独立行政法人水資源機構関西支社に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第9条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成23年 1月17日から施行する。

平成24年 3月23日一部改正。

平成24年10月 1日一部改正。

平成26年 5月23日一部改正。

「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

三重県知事

京都府知事

大阪府知事

奈良県知事

伊賀市長

八幡市長

守口市長

国土交通省近畿地方整備局長

独立行政法人水資源機構理事長

(注) 構成員については、代理出席を認めるものとする。

司会進行は、国土交通省近畿地方整備局長が行うものとする。

「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）」の構成

三重県地域連携部長

三重県県土整備部長

京都府建設交通部長

大阪府都市整備部長

奈良県県土マネジメント部長

伊賀市建設部長

伊賀市水道部長

八幡市都市管理部長

守口市下水道部長

国土交通省近畿地方整備局河川部長

独立行政法人水資源機構関西支社長

（注）構成員については、代理出席を認めるものとする。

司会進行は、国土交通省近畿地方整備局河川部長が行うものとする。

川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場及び幹事会 公開方針

検討の場及び幹事会の公開方針を以下に示す。これに定めのない事項については、検討の場で定める。

（１）傍聴対象者

- ・傍聴対象者は制限をしないことを原則とし、可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

（２）会議開催の案内

- ・会議開催の案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、近畿地方整備局及び水資源機構のホームページに掲載することにより行う。

（３）会議資料等の公開

- ・会議資料については、公開を原則とする。
- ・会議資料および議事録は、近畿地方整備局及び水資源機構関西支社において供覧
 - ・貸出を行うほか、近畿地方整備局及び水資源機構のホームページに掲載する。
- ・会議資料は、様々な電子ツールを利用して、可能な限りペーパーレス化に努める。
- ・会議資料において、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- ・議事録については、発言者の役職名が入った議事録を作成する。
- ・議事録の内容については、検討の場及び幹事会開催後、構成員全員が確認を行い、確認完了後に公表を行う。

（４）記者会見

- ・検討の場及び幹事会終了後の記者会見は行わない。

（５）その他

- ・一般傍聴者の会議中における発言は、これを認めない。
- ・カメラ撮り等は冒頭部分のみ可能とする。

6.2 パブリックコメント

川上ダム建設事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおり。

6.2.1 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) これまでに提示した複数の対策案（治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案）以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の対策案（治水対策案、新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見

(2) 意見募集期間

平成24年12月21日（水）～平成25年1月21日（木）（32日間）

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法

6.2.2 意見募集結果の概要

- (1) 意見提出者：36名（個人 33 名、団体等 3 団体）

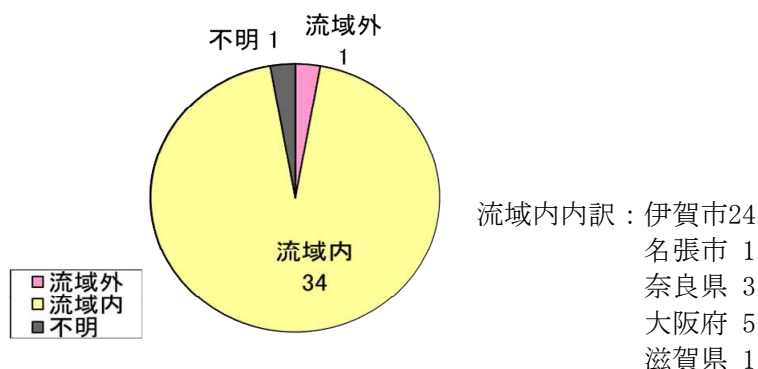


図 6.2-1 意見提出者の内訳

(2) 意見概要

- 1) これまでに提示した目的別の対策案以外の具体的対策案の提案
 - ・具体的な対策案として治水に関して2件、新規利水に関して4件、既設ダムの堆砂除去のための代替補給に関して2件のご提案があった。
- 2) 目的別の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
 - ・各目的別の対策案の評価等についてご意見があった。

表 6.2-1 治水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の治水対策案の立案及び概略評価について】		
1	・上野地区の洪水対策には狭窄部である岩倉峡を開削しない限り、河道掘削では対応できず、川上ダム建設しか解決できない。 ・最近の全国的な異常気象による豪雨が頻発している状況から、とにかく川上ダムの建設を急ぐ必要がある。 ・水没地住民の苦渋の決断、事業の進捗状況からして治水対策には川上ダム建設が最良である。 ・今回の川上ダムを建設しない代替案では、上野遊水地への負荷がかかりすぎ、洪水被害に怯える住民の不安は解消されません。ぜひ現行計画（川上ダム）を採用して下さい。 ・各項目すべて不可能と思います。 ・現実面で治水対策は当初の計画通り遊水地、河道の掘削、及び川上ダムの建設の組み合わせが最も効率的であると思います。 ・川上ダムの代替案として、神崎川放水路や他のダムのかさ上げまで検討するのは適切ではない。 ・治水については役に立たないと科学的に検証済。上野遊水地の完成で十分である。 ・高山ダム、青蓮寺ダム、日吉ダムの活用可能な水道用水容量を買い上げ洪水調節容量に充当する。 ・高山ダム及び青蓮寺ダムにおける利水容量の治水転用容量を活用して、現行の高山・青蓮寺ダムの操作に加えて、放流量抑制のための操作を実施する。 ・島ヶ原地点における代替案として、堤防かさ上げ・河道掘削等の河川改修を行う。 ・木津川三重県管理区間における代替案として、河道掘削・樹木伐採・引堤・堤防強化及び道路橋架け替え等を行う。 ・河道内樹木整理・河道掘削を行うべき。 ・堤防強化を行うべき。	・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・また、同細目において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1）～7）で示すような評価軸で評価する。（略）1）安全度（略）3）実現性（略）6）地域社会への影響（略）」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行います。 ・また、同細目において「治水対策案は、以下の1）～26）を参考にして、幅広い方策を組み合わせて検討する（略）2）ダムの有効活用（略）3）遊水地等（略）4）放水路（略）5）河道の掘削（略）6）引堤（略）7）堤防のかさ上げ（略）8）河道内の樹木の伐採（略）10）決壊しづらい堤防（略）17）霞堤の存置（略）20）樹林帯等（略）23）水田等の保全（略）24）森林の保全（略）」と規定されています。これに基づき、治水対策案についても検討を行っています。 ・なお、川上ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針（案）をとりまとめたいたと考えています。 ・具体的には、同細目に基づき検討を行った20の治水対策案のうち、河道の掘削（三重県管理区間の樹木伐採含む）・引堤・堤防のかさ上げを中心とする治水対策案に加え、河道の掘削にダムの有効活用（利水容量の買い上げ）などと組み合わせたものも含め、19の治水対策案において河道の掘削・引堤・堤防のかさ上げを含んでいます。20の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に「川上ダムを含まない治水対策案」として抽出した4案は全て、河道の掘削を含んでおり、2案にダムの有効活用（利水容量の買い上げ）も含んでおり、ご意見の趣旨に該当する代替案を検討していると考えています。 ・ダムの有効活用（利水容量の買い上げ）については、ダム操作ルールの変更も含めて検討しています。 ・堤防のかさ上げ・引堤については概略評価においてコスト・実現性の視点から棄却しています。 ・河道内の樹木の伐採については、流出抑制や災害時の被害軽減等に資するよう、継続してその推進を図るとして、全ての案に組み合わせています。 ・堤防強化については、重要と考えており、所用の安全性が確保されていないと判断される区間については、河川整備計画の中でも計画的に進めることとしています。 ・決壊しづらい堤防については、今後開発を進めることは重要だと考えています。しかしながら、現時点において、堤防が決壊する可能性があり、流下能力の確実な向上を見込むことは困難なため、適用性の視点で採用していません。

表 6.2-2 治水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の治水対策案の立案及び概略評価について】		
1	・霞堤の導入に賛成。既存のもの以外にも、積極的に新規設置し、氾濫が予測される時は、人命や家屋に危機が及ばない場所に、水の力を逃がす措置を講じるべきと思います。 ・河畔林や水田による一時的に流水のピークをずらせる効果は極めて大きいと考えられるので、長くても3時間で終わる場合がほとんどである集中豪雨を想定し、きちんと評価するべきである。 ・川上ダムの集水域の森林・土地には保水能力・治水能力がありダムを設置しなくても良い。森林保全力をさらに高める為に森林整備を進めるべき。 ・全既設河川管理施設を統合し、全目的の有機的総合的対応策（1例として、利水容量をカットする事前放流操作を容易ならしめるシステム及び組織作りなど）を執れるようにする。	・霞堤については、概略評価において実現性の視点から棄却しています。 ・樹林帯等については、流出抑制や災害等の被害軽減等に資するよう、継続してその推進を図るとして、全ての案に組み合わせています。 ・水田等の保全については、20の治水対策案の比較検討の結果として、最終的に「川上ダムを含まない治水対策案」として抽出した4案のうち1案に水田等の保全を含んでいます。 ・森林の保全については、流出抑制や災害等の被害軽減等に資するよう、継続してその推進を図るとして、全ての案に組み合わせています。 ・事前放流については、水位を下げきれず必要な洪水調節容量を確保出来ない場合があり、治水面で川上ダム同様の効果を発現することが困難なため、適用性の視点で採用していません。

表 6.2-3 新規利水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の新規利水対策案の立案及び概略評価について】		
2	・青蓮寺ダムや比奈知ダムなどの利水容量を買い上げ、対策の検討を行うべきである。 ・抽出された対策案よりもはるかに優れた対策案があるはず。対策案5, 6, 9及び11は実現性、コストに疑問があり評価できない。対策案2及び13は、買い上げ容量、導水ルート、導水管径に疑問がある。 ・水系間導水は100km離れた宮川ではなく、2km離れた雲出川を検討するべきである。これは堆砂除去のところで述べられているが、利水のところで述べるべきものである。 ・服部川、柘植川などからの取水を検討すべきである。また、三重用水は完成当初から水の余剰が問題になっており、活用すべきである。 ・ため池の活用の場合、かさ上げではなく、農地の激減で使われなくなった容量が相当あるのでそれを精査して検討するべきである。 ・ため池のかさ上げは、土地の取得が必要であり土地所有者の同意を得たり、水利組合の理解や地域との合意を得ることは不可能である。 ・水源林の保全、渇水調整の強化、節水対策、雨水中水の利用については、現在までの知見で十分に定量的効果評価が可能なことです。	・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目において、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する(略)6)ダム再開発(かさ上げ・掘削)(略)7)他用途ダム容量の買い上げ(略)8)水系間導水(略)10)ため池(略)12)水源林の保全(略)15)渇水調整の強化(略)16)節水対策(略)17)雨水・中水利用(略)」と規定されています。これに基づき、検討を行っています。 ・また、同細目において「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)3)実現性(略)5)地域社会への影響(略)」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行います。 ・「他用途ダム容量の買い上げ」については、検討の場構成員からのご意見を踏まえ、関係利水者への意見照会を実施し、回答のあった活用可能な利水容量を用いて各対策案の検討を行っています。 ・利水者への意見照会の結果、比奈知ダムについては単独で必要な容量を確保できないため青蓮寺ダムとの組み合わせを検討しています。 ・導水管については、必要な水量が導水可能な管径を設定し、名張川と木津川の間で、既設道路等を利用して最短距離で結ぶルートを設定しています。 ・「水系間導水」については、雲出川等の近接する水系の水利用状況を踏まえ既存利水者への影響を勘案して、宮川から導水する案の検討を行っています。 ・服部川、柘植川については、同じ水系であり、すでに下流において水利用されていることから、既存利水者への影響を勘案して他水系からの導水を検討しました。 ・三重用水を活用すべきというご意見については、現状で活用することができる水源の有無について、関係利水者に確認します。 ・「ため池」については、現在保有している技術情報等の範囲内で、伊賀市水道用水の取水口より上流のため池をかさ上げすることにより、必要容量を確保する案を検討しています。 ・評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」の評価にあたっては、各対策案について、土地所有者等の協力の見通しについてできる限り明らかにします。 ・「水源林の保全」「渇水調整の強化」については現時点において定量的な効果が見込めず、「節水対策」「雨水・中水利用」については効果を定量的に見込むことについては、最終利用者の意向に依存するものあり、困難であるが、いずれも大切であることから今後取り組んでいくべき方策として全ての案に組み合わせています。

表 6.2-4 新規利水対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の新規利水対策案の立案及び概略評価について】		
2	・名張市の余剰水利権の譲渡により0.19m³/s確保、伊賀市が保有していた守田水源の復活により0.084m³/s、川上ダム運用開始後に予備水源化する予定の水源の活用により0.084m³/sを確保。青蓮寺用水の幹線水路の余力を活用する。 ・青蓮寺ダム、比奈知ダム容量の買い上げ分を、既存の青蓮寺用水幹線水路の活用と比奈知ダム湖から前深瀬川までの導水管を併用して導水する案を検討すべきである。 ・休眠している簡易水道の復活、農業用水を転用すれば伊賀の問題は回避できる。 ・「活用可能な利水容量」の一部を活用して比奈知ダムに所要の利水容量を設け、このダムから前深瀬川に導水する方法が、新規利水の有効な代替案となると考える。 ・比奈知ダムの利水容量を買い上げ、伊賀市の新規利水に充当する。導水管は比奈知ダムから前深瀬川の約3kmとする。	・利水者への意見照会の結果、名張市からは青蓮寺ダム等での活用可能容量は「無し」との回答を頂いています。 ・ご意見を踏まえ、青蓮寺用水幹線水路を活用する案については、新規利水対策案の一つとして検討します。 ・伊賀市が木津川から取水する権利を有していた豊水水利権（守田水源）は、上野市（現伊賀市）の水需要への対応のためやむを得ず許可された水利権であり、河川の流量が一定の流量（基準流量）以上においてのみ取水できる条件が付された特例的な水利権でしたが、すでに伊賀市において廃止されています。現在、伊賀市は川上ダムを前提とした暫定水利権を取得し取水しています。 ・予備水源に関しては、伊賀市水道事業基本計画において「現在使用している水源は、規模が小さく水源が枯渇している水源、水質が悪化している水源及び流況が悪化している水源を中心に統廃合を行い、維持管理の簡素化を図っていきます。」となっており、上野地区の地下水位は低下傾向にあり、浅井戸の取水実績も計画の6割程度と十分な取水が出来ていない状況であり、上野地区の既存水源の活用により必要量を確保することはできないと考えられるため、対策案として適用していません。 ・なお、「既得水利の合理化・転用」については、流域の営農形態に大きな変化がないため、対策案として適用していません。 ・ご意見を踏まえ、比奈知ダムに必要な容量を全量確保し、前深瀬川へ導水する案については新規利水対策案の一つとして検討します。

表 6.2-5 流水の正常な機能の維持対策案に対して寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案及び概略評価について】		
3	- 川上ダム本体による流水の正常な機能の維持が図れると考える。 - 川上ダムに関しては上野遊水地に対応できているのではないか。 - 他用途ダム容量の買い上げや既設ダム再開発には、今後、土地の買い上げ等解決しなければならない事項が多く実現の見込みがない。 - 他用途ダム容量の買い上げ（青蓮寺＋比奈知ダム）に賛成。 - 自然の状態にしておくのが正常な機能の維持になる。森林整備を国交省の政策に位置付けること。 - 川上ダムにおける「流水の正常な機能の維持」目的の必要性が不明である。 - 何を持って正常（流量）とするのか、理解できない。市民参加で議論すべき。 - 川上ダムの「流水の正常な機能の維持目的の現行計画」の根拠は大内地点における水質であって魚類ではなかったのです。「流水の正常な機能」は、大野木橋における維持流量で満足されているので、ダム容量は無用と判断せざるを得ません。	- 今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 - 同細目において、「流水の正常な機能の維持の観点から（略）検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる検討する（略）5) 河道外貯留施設（略）6) ダム再開発（かさ上げ・掘削）（略）7) 他用途ダム容量の買い上げ（略）12) 水源林の保全（略）」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 - また、同細目において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。（略）3) 実現性（略）」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行います。 - 評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見通しはどうか」の評価にあたっては、各対策案について、土地所有者等の協力の見通しについてできる限り明らかにします。 「水源林の保全」については、現時点において定量的な効果が見込めないが大切であり、今後取り組んでいくべき方策として全ての案に組み合わせています。 - 流水の正常な機能の維持とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水の安定用水等を考慮し、河川の流水が本来持っている機能を言います。 - 同細目において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されています。 - 木津川（指定区間）は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、河川整備計画相当の目標流量を木津川（県管理区間）の河川管理者である三重県が河川整備計画策定にあたり検討している維持流量に水利流量等を考慮し河川整備計画相当の目標流量を設定しています。 なお、木津川の国管理区間では、木津川の県管理区間と同様の考え方で検討したところ、動植物の保護等を考慮して大内地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を概ね1.2m³/s（2月～6月）と設定しています。

表 6.2-6 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案に対して寄せられた
意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の立案及び概略評価について】		
4	- 既設ダムの堆砂対策のために川上ダムを建設するという考え方は撤回すべき。 - ダム本体と直轄管理区域外の下流未整備の神戸地区においては何の対策にもならない。 - 貯砂ダム建設、土砂バイパストンネル、浚渫は、川上ダムを建設するからしない、建設しないならする、といったものではなく、川上ダムに関係なく全国の全てのダムに実施すべきものである。代替対策案として挙げるのは不適切である。 - 対策案8が評価できる。その他単独案、堆砂対策案は評価できない。特に対策案12は抽出されたこと自体が疑問である。 「他用途ダム容量の買い上げ（高山ダム・青蓮寺ダム・比奈知ダム）」案こそが最適な代替案。 - 浚渫は、10月～3月など、水田耕作や台風、梅雨でない時期を選んで少しずつ実施するのが適切であり、ダムの水を全て抜いて1年や数年かけて実施する計画は現実的ではない。 - 水系が違うダムで機能を分け合うとの計画は無理がある。 - 大阪・京都府などの水余剰量で長寿命化対策は対応できる。 - 既設ダムの水道用水容量を買い上げ、高山ダムは洪水期に青蓮寺ダムは非洪水期に堆砂除去を行う。布目ダムは従来通り、副ダムを活用して堆砂を陸上掘削又は浚渫する。比奈知ダムは、利水容量を買い上げ洪水調節容量とし、掘削時期は洪水期とする。 - 各ダムの堆砂除去のための陸上掘削は非洪水期に実施するため、非洪水期の高山ダムにおける転用容量を活用し代替する。 「布目ダム」には排砂目的の「副ダム」が備わっており、川上ダム長寿命化容量による堆砂除去対象ダムとするのは不適切。 - 地下水位低下の原因の考察がない。流域全体の地下水が減少していると考えるのは無理である。	- 今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 - 同細目において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的（略）」については、必要に応じ、本細目に示す趣旨を踏まえて、目的に応じた検討を行う。」「利水代替案については、以下の5）～17）で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせる検討する（略）7）他用途ダム容量の買い上げ（略）9）地下水取水（略）16）節水対策（略）」と規定されています。これに基づき検討を行っています。また、これらに加えて、堆砂対策として適用例がある「貯砂ダム案」、「土砂バイパストンネル案」及び「浚渫案」についても検討を行っています。 - また、同細目において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1）～6）で示すような評価軸で評価する。（略）3）実現性（略）」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証においても、それぞれの評価軸で評価を行います。 - 副ダムについては、「貯砂ダム」を含んだ案として対策案7で検討を行っています。 「他用途ダム容量の買い上げ」については、検討の場構成員からのご意見を踏まえ、関係利水者への意見照会を実施し、回答のあった活用可能な利水容量を用いて各対策案の検討を行っています。 - ご意見を踏まえ、「他用途ダム容量の買い上げ（高山ダム）」単独で必要な容量を確保する案については、既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の一つとして検討します。 - 布目ダムについては、利水者である奈良市（旧都祁村含む）、山添村と調整を行い、非洪水期に水位上昇を一定期間制限しながら年間数千m3程度での貯砂ダム内の掘削を実施しています。しかし、利水安全度を下げていること、また期間が限定されるため、計画的な堆砂除去ができない状況です。川上ダムの既設ダムの堆砂除去のための代替補給容量から代替補給することで、利水安全度に影響を与えず、計画的な堆砂除去ができることから、布目ダムは、長寿命化の対象ダムとして計画しています。 - 予備水源に関しては、伊賀市水道事業基本計画において「現在使用している水源は、規模が小さく水源が枯渇している水源、水質が悪化している水源及び流況が悪化している水源を中心に統廃合を行い、維持管理の簡素化を図っていきます。」となっています。上野地区の地下水位は低下傾向にあり、浅井戸の取水実績も計画の6割程度と十分な取水が出来ていない状況であり、また上野地区の既存水源の活用により必要水量を確保することはできないと考えられるため、対策案として適用していません。

表 6.2-7 既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案に対して寄せられた
意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の既設ダムの堆砂除去のための代替補給対策案の立案及び概略評価について】		
4	・節水における評価を十分行うべきである。 ・川上ダムは、転流工工事までがほぼ完成し、本体工事を残すみの状況であり、今後時間を要するダム再開発や他用途ダム容量の買い上げ、又はため池のかさ上げをせずにダム建設をすべきである。	・「節水対策」については、効果を定量的に見込むことについては、最終利用者の意向に依存するものあり、困難であるが大切であり、今後取り組んでいくべき方策として全ての案に組み合わせています。 ・評価軸「実現性」の「事業期間はどの程度必要か」の評価にあたっては、各対策案について、事業効果が発揮するまでの期間をできる限り定量的に見込むこととします

表 6.2-8 その他全般的な意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【その他の意見】		
5	・費用対効果、実現の可能性、実現に要する期間などを考えると淀川水系河川整備計画のとおり川上ダム建設が最も有効である。 ・ダム以外の対策では上流域の被害防除は困難と考える。 ・川上ダム建設以外の対策案は考えられない。 ・私は水没者です。皆様が想像を絶する様な事も有りました。でも未だに着工もせず不安でなりません。1日も早く完成してほしい。 ・地域住民が安心安全に暮らせるように切に願います。当初計画通りダム建設を進めることが諸問題を解決できるのではないかと考えます。 ・川上ダム建設予定地の直下に位置する羽根地区にとって、最初はダム建設に反対であった。しかし国からのたつての要望により、下流の治水・利水のためと思い、泣く泣くダム建設に賛同し推進してきた。私達羽根ダム対策委員会は、役委員は何年も何のために無駄骨を折ったのだろうか。 ・淀川水系の抜本的な治水対策の河川改修とダム建設は一体的なものであり、治水効果を発揮させるためにも早期の凍結解除とダム本体の着工をお願いする。 ・上野地区の治水、伊賀市の利水には川上ダムは絶対必要であり、早急に建設することが重要である。 ・ダムで自然の川の流れを止めると良いことは何もない。 ・環境破壊を必ず起こすダム建設は、地元にとって負の財産と言える。 ・淀川下流域で水余りが生じていることから、淀川水系全体で融通するよう提案します。 ・本当にベストを考えてのダムならば反対はでないでしょう。 ・本当にダムが必要なのかをもう1度議論する必要があると思います。 ・ダム建設を計画しないで下さい。 ・とりあえず原発と同じでダムの場合100年後壊すしかないかも。自然体系壊してまで利用する必然性が今は無いと思われます。 ・現在の水利権をもつ国から、伊賀市に譲渡し、上野遊水地を早期に完成させ、川上ダム建設のみについて、関連な意見を提言できる環境づくりをされるのが、第一と考えます。 ・淀川水系流域委員会の審議の経緯などを検討し、その主旨を国交省近畿地方整備局は理解すべき。 ・2003年に淀川水系流域委員会が出した提言「新たな河川整備をめざして」では、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどから、「原則として建設しない」と明示されました。今回、新たな施設の増設まで選択肢に含まれているのは理解出来ない状況です。 ・治水面でダム建設は不可欠と考えているため、他ダムのかさ上げを行うのなら、利水面も川上ダムで対応すべきと考える。 ・本体ダムによる利水計画が妥当と考える。 ・公共事業と銘打って、大手ゼネコンのための作ればいい後は知らない。 ・雨水調整と流木の流失を防ぐ機能を持った仮堰堤を早期に造り、仮トンネルに導水・放流することで、少しでも下流域への被害を少なくする事業実施をお願いする。 ・除去する財源が無いので放置するしかない。 ・とにかく考えは色々ですが、以前田中康夫長野県知事の時からダムはやはりムダが一時まかり通った。 ・冷静で客観的な検討をお願いします。 ・早急に総合評価を終結されるようお願いします。 ・ダム建設が遅れることで流域の伊賀市民の不安は募ったままであり、また地元負担も増大しているのだから、早急に検証を終結するようお願いします。 ・淀川水系河川整備基本方針の基本高水流量が過大である。 ・これで十分だと思います。追加すべきものはありません。	・今回の川上ダムの検証は、「今後の治水対策案のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から近畿地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・同細目の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・立案した対策案の評価にあたっては、同細目に規定されているコスト、実現性、環境への影響等の評価軸で評価を行います。また、同細目において、「検証に係る検討にあたっては、(略)「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。(略)」と規定されています。これに基づき検討を行っています。 ・なお、川上ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいたいと考えています。

表 6.2-9 その他全般的な意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【その他の意見】		
5	・ダム・ため池かさ上げ案は、土木工事内容が簡単すぎて不安がある。 ・概略評価についても詳細説明が付かないコスト額などは判断し難い。川上ダムコストは地質問題評価が進めば数千億上昇する。 ・伊賀市の水量は現状で足りており、将来需要予測も現実的ではない。 ・流域のどこに時間雨量どのくらいの集中豪雨がいったんあった場合にどうすべきかといった実態に則した治水計画を想定すべきである。 ・塚原橋から大内橋までのグラフで、この区間に流入する比自岐川、久米川、岩根川など多くの支川からの水による水位変化が加味されていないのでは？ ・上野遊水地を、早期に完成させて下さい。 ・国・県による河道掘削は、早急に為すべし。 ・前深瀬川・木津川・服部川・柘植川も掘削事業を進めて下さい。 ・昨年9月の17号台風は、川上ダムなしの状態でも未完成の遊水地へ395万m3の浸水であり、岩倉峡や下流域での被害は免れたが、木津川の各所で被害（岡田、羽根、比土など）があったことで河道整備の必要があります。 ・大内橋～川上ダム予定地までには多くの井堰が設置されている。これが洪水時の流水の妨げとなっていることから、井堰の改修を提案する。 ・川上ダムの直下流にある伊賀市神戸地区は、近年大雨洪水時には急激な増水等により、毎年避難勧告、避難指示が発令され、住民の生命、財産が脅かされている。ついては、木津川の伊賀市神戸地区区間を県管理から直轄管理区域に変更し、早期な対応策を講じていただきたい。 ・大阪府や京都府では水需要の減少により水が余っていることから、既設のダムの余剰水の有効活用等の対応を検討すべき。	・評価軸「実現性」の「技術上の観点から実現性の見通しはどうか」の評価にあたっては、各対策案について、現在の技術水準で施工が可能かなどについてできる限り明らかにします。 ・「現在保有している技術情報等の範囲内で、今後の方向性に関する判断とは一切関わりなく、現在の事業計画を検討するもの。」「予断を持たずに検証を進める観点から、ダム事業の点検及び他の治水対策のいずれの検討に当たっても期待的要素は含まない」として検討しています。 ・同細目において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m3/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(略) 必要量の算出が妥当に行われているかを確認する(略)」と規定されています。これに基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討においても、まず、伊賀市に確認を行い、その回答に基づき検討を行っています。 ・淀川水系河川整備計画における目標流量は、河川法施行令第十条の規定に基づき、過去の主要な洪水の状況に加え、当該地区の開発の状況等を総合的に考慮して設定しています。 ・昭和28年の台風13号の降雨の想定にあたっては、当時、実際に観測した雨量データを元に1時間単位の降雨量を算出することで、実態に近い状態を想定しています。 ・河川の水位計算にあたっては、支川の流入により大きな影響が予想される主な支川は、流入を考慮して算出しています。比自岐川、久米川などの支川についても、合流を考慮した上で検討しています。 ・狭窄部上流上野地区の浸水対策として、戦後最大洪水である昭和28年台風13号洪水が再来した場合に洪水を安全に流下させるために、上野遊水地を実施し完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削を実施します。 ・現在、上野遊水地の工事を実施しており早期完成させるとともに、木津川、服部川及び柘植川の河道掘削については計画的に進めていきます。 ・ご意見のある県管理区間の河道掘削及び大内橋～川上ダム予定地の井堰の改修については、当該区間の河川管理者である三重県より以下のとおり伺っています。 「三重県管理区間における河川改修は、優先度の高い箇所から取り組んでいます。」 ・同細目において、「利水代替案については、以下の5)～17)で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する(略) 7) 他用途ダム容量の買い上げ(略)」と規定されています。これに基づき、「他用途ダム容量の買い上げ」を含む案についても検討を行っています。 ・「他用途ダム容量の買い上げ」については、検討の場構成員からのご意見を踏まえ、関係利水者への意見照会を実施し、回答のあった活用可能な利水容量を用いて各対策案の検討を行っています。

表 6.2-10 その他全般的な意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【その他の意見】		
5	・淀川水系は流域全体が一体不可分の存在であり、個々の目的別に観点を狭めて検討すべきではない。水系の最大課題を目的とした「全目的総合対策案」でなければならない。 ・今後の評価に当たっては、完成までの時間の評価にも重点を置かれることを希望する。 ・コスト額についても詳細な説明内容が示されていないので信用出来ない。又、ダム建設による自然破壊、ダム災害等のマイナスコストが計上されていない。 ・特別天然記念物であるオオサンショウウオが棲める環境を保全すべきであり、ダム建設は中止すべき。 ・「川上ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」幹事会の運営方法を抜本的に見直すべきです。幹事会での傍聴者発言や、会議告知をもう少し早くしていただきたい。 ・専門家でない一般住民には理解できない。この意見募集で意見を聞いたとするならば形だけのものである。本当に住民に意見を求めるならば、解りやすく、理解されやすいように情報公開すべきである。	・同細目において、「目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。(略)」と規定されており、これに基づき、川上ダム建設事業の検証に係る検討を行っています。 ・評価軸「実現性」の「事業期間はどの程度必要か」の評価にあたっては、各対策案について、事業効果が発揮するまでの期間をできる限り定量的に見込むこととしています。 ・評価軸「コスト」の評価にあたっては、「完成までに要する費用はどのくらいか」「維持管理に要する費用はどのくらいか」「その他の費用（ダム中止に伴って発生する費用等）はどれくらいか」等について、できる限り網羅的に見込んで明らかにします。 ・評価軸「環境への影響」の「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」の評価にあたっては、各対策案について、地域を特徴づける生態系や動植物の重要な種等への影響がどのように生じるのか、下流河川も含めた流域全体での自然環境にどのような影響が生じるのか現在の技術基準でできる限り明らかにします。 ・検証に係る検討にあたっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置をとることが重要と考えています。検討過程においては、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集すること、関係住民の意見を聴くこととしています。 ・今後とも、出来る限り解りやすい資料となるよう努めてまいります。

6.3 意見聴取

「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で学識経験者を有する者等及び関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

また、これらを踏まえて「川上ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.1 学識経験を有する者等からの意見聴取

学識経験を有する者等からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.2 関係住民からの意見聴取

関係住民からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.3 関係利用者からの意見聴取

関係利用者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.4 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。